

## JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器 －よくある質問と回答 (Q&A)－

Q1:JSNDI はデジタル超音波探傷器を3メーカーから購入し、2メーカーの探傷器を導入するということがありますが、そのメーカーはどこですか。

A1:ホームページ及び機関誌に掲載しました通り、要求を満足している2メーカーの探傷器を超音波探傷試験 (UT) の講習及び試験で使用します。「JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の基本操作仕様について」は、ホームページをご覧ください。

- ・ジーイー・インスペクション・テクノロジーズ・ジャパン株式会社 (Gタイプ)
- ・菱電湘南エレクトロニクス株式会社 (Rタイプ)

Q2:JSNDI 仕様に対応したデジタル超音波探傷器を購入することはできますか。

A2:JSNDI として販売はしておりませんので、メーカーに直接お問合せ下さい。

Q3:デジタル超音波探傷器の持込み機種登録審査を終了していますが、持込み機種登録審査を再開する予定はありますか。

A3:現在のところ、再開予定はありません。

Q4:デジタル超音波探傷器の持込み受験はいつまで可能ですか。

A4:現在のところ持込み廃止時期は未定です。持込み受験件数の推移を見て検討します。

Q5:JSNDI 仕様に対応したデジタル超音波探傷器を購入した場合、その探傷器の持込み受験はできますか。

A5:持込み機種登録審査で適格となった探傷器以外の持込みは認められませんので、試験に持ち込むことはできません。

Q6:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の基本的な操作方法を知る方法がありますか。

A6:ホームページ「JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の基本操作仕様について」をご覧ください。又は、当協会教育委員会が主催する講習会に参加する方法もあります。

Q7:地区ごとに実技試験で使用する JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器のタイプを公表していますが、「当面の間、公表する」ということですが、いつまで公表を続けるのですか。

A7:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器が広く周知されるのを待って、公表を廃止します。

Q8:受験者が試験で使用する JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器のタイプを指定することはできますか。

A8:受験者が、JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器のタイプを指定することはできません。

Q9:現在、各地で実施している「JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器取扱説明会」ですが、いつまで実施するのですか。

A9:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器が広く周知されるのを待って、説明会実施を終了します。

Q10:デジタル超音波探傷器導入に伴い、実技試験内容に変更はありますか。

A10:変更があります。詳細については、資格試験のホームページをご覧ください。

Q11:デジタル超音波探傷器で受験するに当たり、特に注意することはありますか。

A11:デジタル超音波探傷器の基本的な機能を理解するとともに、その機能を十分に使いこなせるようにして下さい。デジタル超音波探傷器を試験当日に初めて触れるようでは、十分に使いこなすのは難しいと思われます。JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器にあつては、1台ごとに「超音波探傷器調整手順」を探傷器の横に用意していますが、それを見ながら操作していたのでは、試験時間が足りなくなります。

Q12:試験中に誤って電源を OFF にしてしまった場合、電源を ON にしたときはどの状態で立ち上がりますか。

A12:R タイプの場合、電源キーを長押ししないと電源は OFF になりません。R・G 両タイプとも電源 OFF になった場合は、電源を入れれば消したときの状態に戻ります。

Q13:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器で受験していて、途中で操作が分からなくなった場合は、どのようにしたら良いですか。

A13:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器には、探傷器パネルに『基本』キーが設定されており、そのキーを押すことでそれまでの各種設定を保持したまま電源投入後の基本画面に戻ることができます。基本画面から、もう一度操作をやり直して下さい。また、JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器 1 台ごとに「超音波探傷器調整手順」を用意してありますので、操作が分からなくなったら、それを参考にすることも出来ます。

Q14:実技試験前に JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器の操作確認をする時間はありますか。

A14:当面の間、試験前に操作確認する時間を設定します。

Q15:二次試験の受験地変更、又は、実技試験選択（探傷器持込みの有無）の変更はできますか。また、変更可能とした場合、いつまでに変更手続きをすれば良いですか。

A15:一次試験初日の前日までに所定の用紙により変更手続きを済ませて下さい（所定の用紙は認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）にご請求下さい）。期限を過ぎた場合、変更はできませんので注意して下さい。

Q16:デジタル超音波探傷器の持込み受験を予定していたのですが、都合により（故障等）持ち込むことができなくなりました。その場合、どうしたら良いですか。

A16:方法としては、2つあります。1つは、JSNDI が用意したデジタル超音波探傷器で受験する。もう1つは、持込み機種として登録されているデジタル超音波探傷器をレンタル会社等から借りて受験する。ただし、前者の場合、必ず予め認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）に連絡して下さい。

Q17:JSNDI 仕様デジタル超音波探傷器で受験を予定していたのですが、自社でデジタル超音波探傷器の手配がついたので、持込み受験に変更したい。その場合、どうしたら良いですか。

A17:一次試験初日の前日までに所定の用紙により変更手続きを済ませて下さい（所定の用紙は認証事業部試験業務課（TEL03-5821-5104）にご請求下さい）。期限を過ぎた場合、変更はできませんので注意して下さい。

以上